

生活困窮者自立支援制度に係る 自治体事務マニュアル

(平成 28 年 4 月 1 日 第 2 版より一部抜粋)

庁内体制の構築

主管部局の選定の際には、新制度の目標である「生活困窮者の自立と尊厳の確保」や「生活困窮者支援を通じた地域づくり」に向けて取り組むことができ、かつ、包括的な支援体制が構築できるという観点から検討する必要がある。

主管部局は、まず、庁内の部局を越えた連携体制の構築に向け調整・コーディネートする。

具体的には、庁内の関係部署間における生活困窮者に関する情報共有の仕組みづくりなど、生活困窮者に関する紹介ルールの設定や定期的な会議の開催等を行い、生活困窮者に包括的な支援を提供するため、部局横断的な体制を構築することが必要である。福祉事務所はもとより、生活支援と一体的に就労支援を実施するため、雇用・経済分野の主管部局との連携や、滞納、家計に係る相談支援という視点からは、消費者行政担当部局や多重債務者相談窓口、税・保険の主管部局との連携についても強化する必要がある。

地域ネットワークの構築（関係機関との連携、協議の場の設定）

生活困窮者を早期に把握し、地域全体で包括的な支援体制を確保するため、地域の既存の社会資源ネットワークの活用や磨き上げを行いながら、新たに必要と思われる関係機関を整理し、連携体制を構築し、具体的な協働の仕組みを確保することが必要であり、自治体には主導的な役割が求められる。

具体的な連携先として、以下のような例があげられるが、中でも、自立相談支援機関、福祉事務所、ハローワークの3者は特に緊密に連携する体制を構築することが重要である。福祉事務所設置自治体においては、図表2-2 も参考に連携機関の名簿を作成し、具体的な連携を行う必要がある。

生活困窮者支援（対象者の把握・紹介・受入れ・つなぎ等）を通じた連携がネットワーク構築につながる場合、事前に協定の締結や協議会の立ち上げなどにより連携が可能又は円滑になる場合があるが、自治体には、各種関係機関が要する機能や制度・事業内容を十分に理解した上で、適切にコーディネートしていくことが求められる。

まずは、庁内連携体制の構築に向けた取組について検討する庁内プロジェクトチームを立ち上げ、次に、事業を開始する前から、地域内での関係機関が集まり、地域内の課題や対象者像について議論していくことは重要であり、その際は福祉分野に限らずライフライン事業者をはじめ広く様々な分野における関係機関の連携が必要である。

外部の関係者が集まる協議の場については、既に地域に存在している組織・協議会等を活用することも効果的であり、例えば、地域包括ケアシステムの協議体や障害者福祉分野の（地域自立支援）協議会を活用することが考えられる。

図表 2-2 連携する関係機関等の例

分 野	関係機関等	具体的な支援メニュー等（例）
福祉相談窓口	自治体本庁	各種福祉制度等の相談、年金、障害者手帳取得等の各種申請等
	福祉事務所	生活保護制度の相談
	社会福祉協議会	生活福祉資金貸付事業等、日常生活自立支援事業、ボランティア活動等
仕事・就労	公共職業安定所（ハローワーク）、地域若者サポートステーション、職業訓練機関、就労支援を実施している団体	求人情報提供、職業相談・職業紹介、求職者支援制度、職業訓練、就労の場の提供等
家計	日本司法支援センター（法テラス）、弁護士（会）、消費生活センター（多重債務相談窓口）等	多重債務等の問題解決、家計からの生活再建支援等
経済	商店街・商工会議所、農業者・農業団体、一般企業等	就労の場提供、職業体験、インターンシップ等
医療・健康	保健所、保健センター、病院、診療所、無料低額診療事業を実施する医療機関	健康課題の把握・解決等
高齢	地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等	高齢者の相談支援等
障害	基幹相談支援センター、障害者相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター、障害福祉サービス事業所等	障害者の生活および就労等に関する相談支援 障害福祉サービスの提供支援等
子育て・教育	家庭児童相談室（福祉事務所）、児童家庭支援センター、児童相談所、地域子育て支援センター、その他子育て支援機関、学校、教育機関、ひきこもり地域支援センター、フリースクール・学習支援機関等	児童虐待・DV等の相談支援、子育て支援、ニート・ひきこもり相談支援、学習支援、居場所の提供等
刑余者等	更生保護施設、自立支援ホーム、地域生活定着支援センター等	刑余者や非行のある少年等に対する自立更生のための相談支援（生活基盤確保、社会復帰・自立支援）等
地域	民生委員・児童委員、地域住民、町内会・自治会、社会福祉法人、NPO、ボランティア団体、警察、日常生活に関わる事業者（郵便・宅配事業者、新聞販売所、コンビニエンスストア、電気・水道・ガス等のライフライン事業者）等	対象者の把握・アウトリーチ、見守り活動、社会参加支援、居場所の提供、ピアサポート等